

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案新旧対照条文目次

○ 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）（附則第五条関係）	1
○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）（附則第六条関係）	3
○ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号） （附則第七条関係）	4
○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第八条関係）	8
○ 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）（附則第十条関係）	9

改正後

改正前

（株式）  
 第二条 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有してはならない。

（削除）

（株式）  
 第二条 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有してはならない。

（削除）

2 会社は、次に掲げる場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項の規定によりその発行する株式を引き受ける者の募集をしようとする場合
- 二 株式交換に際して株式（会社が有する自己の株式を除く。第十七条第一号において同じ。）を交付しようとする場合
- 三 会社法第二百三十八条第一項の規定によりその発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合
- 四 株式交換に際して新株予約権（会社が有する自己の新株予約権を除く。第十七条第一号において同じ。）又は新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債を除く。同号において同じ。）を交付しようとする場合

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査

4 （同上）

3 政府が前二項の規定により保有する株式は、会社の発行済株式の総数の三分の一を超えるものでなければならない。

2 前項に規定する株式については、株式の分割又は併合があつた場合は、その株式の数に分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があつた場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもつて、その株式の数とする。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査

役は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項の規定に違反して、株式を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して株式を交付したとき、又は新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して新株予約権若しくは新株予約権付社債を交付したとき。

二 六 (略)

役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第四項の規定に違反して、株式を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して株式を交付したとき、又は新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して新株予約権若しくは新株予約権付社債を交付したとき。

二 六 (略)

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（清算所得に対する法人税に関する経過措置）</p> <p>第二十九条の二 十月旧法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等であつて、附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によるものときされた清算所得に対する法人税を課されるものが、清算中に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき同法第四章の規定により復興特別所得税を課された場合には、十月旧法人税法第二編第三章、第二百二十九条第一項、第三百二十五条及び第三百十七条の規定の適用については、その課された復興特別所得税の額は、当該内国普通法人等の当該清算所得に対する法人税（当該内国普通法人等の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。）の額から控除をされるべき所得税の額とみなす。</p>	<p>附則</p>

○ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）

（附則第七条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第六十二条を次のように改める。

（当該職員の質問検査権等）

第六十二条 国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。次項において同じ。）及び第七十四条の七から第七十四条の十一までの規定は、復興特別法人税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二の規定による復興特別法人税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

第六十七条第一号中「第六十二条第一項から第四項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」を「第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二」に、「又はこれら」を「又は同条」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十一条第二項中「第八十五条第一項第二号において同じ。」を削る。

第八十五条を次のように改める。

（当該職員の質問検査権等）

第八十五条 国税通則法第七十四条の五（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七

十四条の十二第二項の規定は、復興特別たばこ税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の五の規定による復興特別たばこ税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは採取をする場合又は同法第七十四条の十二第二項の職務を執行する場合について準用する。

3 第一項において準用する国税通則法第七十四条の五（第一号ハに係る部分に限る。）の規定により採取した見本に関しては、第七十一条及び第七十八条の規定は、適用しない。  
第七十八条を次のように改める。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十五条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五（第一号イ又はロに係る部分に限る。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第八十五条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五（第一号イに係る部分に限る。）の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

附則第三条第二項中「小売販売業者にあつては、たばこ事業法」を「小売販売業者（たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。）にあつては、同法」に改め、同条第六項中「のうち、特定販売業者」の下に「（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条（略）

附則

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条（同上）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ・ハ (略)

ニ 第二十四条の規定

四 (略)

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ・ネ (略)

ナ 第二十三条及び附則第九十三条の二の規定

六・七 (略)

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九十三条の二 第二十三条の規定による改正後の東日本大震災からの復興

のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この条において「新特別措置法」という。)第六十二條第一項(新国税

通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。)(の規定を準用する部分を除く。)(の規定は、平成二

十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の二第一項第二号に定める者(同条第二項の規定により同号に掲げる者に含

まれるものとされる者を含む。)(に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査)

(同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十三条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保

に関する特別措置法(以下この条において「旧特別措置法」という。)(第六十二條第一項若しくは第二項又は同条第六項において準用する同条第一

項若しくは第二項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)(に係るものを除く。)(につ

いて適用し、同日前に法人に対して行った旧特別措置法第六十二條第一項又は第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)(の規定による質

(施行期日)

第一条 (同上)

一・二 (同上)

三 (同上)

イ・ハ (同上)

ニ 第二十三条の規定

四 (同上)

五 (同上)

イ・ネ (同上)

六・七 (同上)

問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）及び同条第三項又は第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受けると認められる者に対して同日前に行った同条第三項又は第四項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新特別措置法第六十二条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

3 新特別措置法第八十五条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧特別措置法第八十五条第一項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧特別措置法第八十五条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

4 新特別措置法第八十五条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

○ 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（附則第八條関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>（特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率の特例）</p> <p>第八十八條  たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間、同條の規定にかかわらず、千本につき一万二千四百二十四円とする。</p>	<p>第八十八條 削除</p>
---	-----------------

○ 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 政府は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>第四条第一項ただし書及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第九十条第一項から第三項までの規定により発行する公債のほか、平成二十三年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 政府は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十三年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>